

群馬県後期高齢者医療広域連合告示第 7 号

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「省令」という。）第 20 条第 1 項並びに群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成 20 年広域連合規則第 3 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、後期高齢者医療被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を次のように行う。

平成 26 年 7 月 15 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖義

記

被保険者証の更新日	平成 26 年 8 月 1 日
被保険者証の有効期限	平成 27 年 7 月 31 日

ただし、省令第 20 条第 2 項の規定による被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）の有効期限については次のとおりとする。

短期被保険者証の有効期限	平成 27 年 1 月 31 日
--------------	------------------